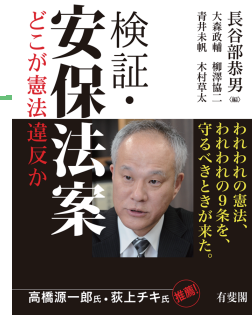


検証・安保法案

——どこが憲法違反か

長谷部恭男 編

2015年8月発売／204頁／本体1300円＋税
A5判／並製



編集担当者から 「集团的自衛権」「立憲主義」「砂川事件判決」……皆さんが、憲法の講義で聞いた法律用語が日常で飛び交い、学生生活のみでのお付き合い予定だった(?)法解釈や法概念が日常生活を動かそうとしています。知り合いから言われませんか?「法学部だったよね。安保法案のどこが問題なの?」って。一連の政府の解釈と国会審議のどこが憲法違反で、どこがグレーで、どこが問題ないのか。自分で考える素材として本書を緊急出版しました。もちろん、本書の編者は衆院憲法調査会で「憲法違反」の見解を示した長谷部先生ですので、安保法案について厳しい目が向けられています。「じゃあ読まない」と言う方もいらっしゃると思いますが、「賛成」「反対」の立場を越え、著者の「これだけは訴えたい」という思いを感じていただければと思います。その上で「どこが問題かって?それはね……(そうは言われてるけどね……)」とあなたの思いを口にしていいただければ、担当編集者としてこれほど幸せなことはありません。(亀)

Point!



インタビュー・対談・論文・資料をもって安保法案を読み解きます。

① 自衛隊法 (昭和29・6・9法165) (抄・法案1条関係)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 ① この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参事及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官及び防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚本部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関(政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第24号又は第25号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。)並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。

②～④ (略)

⑤ この法律(第91条の6第3号を除く。)において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参事、防衛大臣秘書官、第1項の政令で定める合議制の機関の委員、前項の政令で定める部局に勤務する職員及び前項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

⑥ この法律(第91条の7第3号を除く。)において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣(中略)以外のものをいうものとする。

(自衛隊の任務)

第3条 ① 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

② 自衛隊は、(中略)国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務を(中略)する。

③ 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとなるものを行うことを任務とする。

資料1 平和定法調査会報告書① 3

「対談」 安保法案を含む 憲法上の諸論点

対談者
長谷部恭男
(元衆議院憲法調査会会長)

対談相手
大森政輔
(評論家)



長谷部 本日は、内閣府新設で第一任、法務次官、法制局長官を兼任され、武力行使一歩引け、あるいはF-35Oでの武器使用の機密等、憲法九条の解釈の機密を通じて自衛隊の活動の枠付けが守られて、これが大森政輔さんに、この度の解釈変更、安保法制関連法案を含む憲法上の議論について伺いたいと思います。

35